令和８年　第３回（定例）日　南　町　議　会　会　議　録（第４日）

令和８年３月25日（水曜日）

議事日程（第４号）

令和８年３月25日　午前９時開議

日程第１　令和８年請願第１号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書

日程第２　令和８年発議第２号　イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の外交的解決を求める決議

日程第３　議案訂正について（議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について）

日程第４　議案第６号　日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第７号　日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第８号　日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第９号　日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第８　議案第10号　日南町森林等火入れに関する条例の一部改正について

日程第９　議案第11号　日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10　議案第12号　日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第11　議案第13号　日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第12　議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第13　議案第15号　日南町特別医療費助成条例の一部改正について

日程第14　議案第16号　日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第15　議案第17号　日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第16　議案第18号　日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第17　議案第19号　日南町遺児手当支給条例の一部改正について

日程第18　議案第20号　日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について

日程第19　議案第21号　日南町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第20　議案第23号　日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第21　議案第42号　日南町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第22　議案第43号　公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林ＭＩＲＡＩセンター）
日程第23　議案第44号　令和７年度日南町一般会計補正予算（第11号）
日程第24　議案第33号　令和８年度日南町一般会計予算
日程第25　議案第34号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第26　議案第35号　令和８年度日南町介護保険特別会計予算
日程第27　議案第36号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第28　議案第37号　令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29　議案第38号　令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第30　議案第39号　令和８年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第31　議案第40号　令和８年度日南町下水道事業会計予算
日程第32　議案第41号　令和８年度日南町病院事業会計予算
日程第33　議員派遣の件
日程第34　委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

本日の会議に付した事件

日程第１　令和８年請願第１号　政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書
日程第２　令和８年発議第２号　イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の外交的解決を求める決議
日程第３　議案訂正について（議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について）
日程第４　議案第６号　日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第７号　日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第８号　日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第９号　日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第10号　日南町森林等火入れに関する条例の一部改正について
日程第９　議案第11号　日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10　議案第12号　日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第11　議案第13号　日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第12　議案第14号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13　議案第15号　日南町特別医療費助成条例の一部改正について
日程第14　議案第16号　日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第15　議案第17号　日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第16　議案第18号　日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17　議案第19号　日南町遺児手当支給条例の一部改正について
日程第18　議案第20号　日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
日程第19　議案第21号　日南町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第20　議案第23号　日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第21　議案第42号　日南町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第22　議案第43号　公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林ＭＩＲＡＩセンター）
日程第23　議案第44号　令和７年度日南町一般会計補正予算（第11号）
日程第24　議案第33号　令和８年度日南町一般会計予算
日程第25　議案第34号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第26　議案第35号　令和８年度日南町介護保険特別会計予算
日程第27　議案第36号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第28　議案第37号　令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29　議案第38号　令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第30　議案第39号　令和８年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第31　議案第40号　令和８年度日南町下水道事業会計予算
日程第32　議案第41号　令和８年度日南町病院事業会計予算
日程第33　議員派遣の件

日程第34　委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会の調査）

（総務教育常任委員会の調査）

（経済福祉常任委員会の調査）

（議会広報常任委員会の調査）

（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

出席議員（９名）

2番　大　西　　保君	3番　櫃　田　洋　一君
4番　荒　金　敏　江君	5番　岡　本　健　三君
6番　荒　木　　博君	7番　岩　﨑　昭　男君
8番　高　橋　洋　志君	9番　近　藤　仁　志君
10番　山　本　芳　昭君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 …… 長　崎　み　よ君　　書記 …… 倉　光　祐　希君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	中　村　英　明君	副町長 ……	角　井　　学君
教育長 ……	青　戸　晶　彦君	総務課長 ……	實　延　太　郎君
まち未来創造課長 …	島　山　圭　介君	住民課長 ……	島　山　亮　子君
環境エネルギー課長	宇　田　聖　子君	福祉保健課長 ……	出　口　真　理君
こども若者未来課長	坪　倉　洋　子君	農林課長 ……	坂　本　文　彦君
建設課長 ……	渡　邊　輝　紀君	教育次長 ……	段　塚　直　哉君
会計管理者 ……	高　柴　博　昭君	農業委員会事務局長	髙　橋　裕　次君
病院事業管理者 ……	福　家　寿　樹君		

午前８時５９分開議

○議長（山本　芳昭君）　おはようございます。

ただいまの出席は９名です。定足数に達していますので、令和８年第３回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

タブレットの追加報告書フォルダーをお開きください。

例月出納検査ファイルをお開きください。本町の監査委員から、令和８年３月１７日付をもって報告のあった地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果については、報告書のとおりです。

定期監査結果ファイルをお開きください。同じく本町の監査委員から、令和８年３月２３日付をもって報告のあった地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査の結果は、報告書のとおりです。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１　令和８年請願第１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの議会報告・発議フォルダー、請願ファイルをお開きください。

日程第１、令和８年請願第１号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書を議題とします。

本請願は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、櫃田洋一議員。

○経済福祉常任委員会委員長（櫃田　洋一君）

……

請願審査報告書

令和８年３月２５日

日南町議会議長　山　本　芳　昭　様

日南町議会　経済福祉常任委員会

委員長　櫃　田　洋　一

先に、本委員会に付託された令和８年請願第１号「政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和８年３月１６日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理　　由

現在、米価が上昇し米の増産が求められる局面にあるが、このような状況においては生産者と消費者の双方が納得し得る安定的かつ適正な価格形成を図ることが重要である。

本請願は、農産物を生産する農家に対する所得補償を求めるものであるが、価格は市場における需給関係を基本として決定されるべきである。

尚、価格形成を市場に委ねるのではなく、政府が所得補償を行い農業経営の安定を図ることで、農産物の安定供給を確保すべきとの少数意見もあった。

○議長（山本　芳昭君）　これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第１、令和８年請願第１号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書の討論を許します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第１号に対する賛成者からの発言を許します。

４番、荒金敏江議員。

○議員（４番　荒金　敏江君）　スイスの農業所得に占める直接支払いは９０％です。アメリカも手厚い国の援助をしています。

作付面積や販売実績、規模拡大実績などにかかわらず農地を守っている全ての農家に耕作面積や家畜単位など一定の基準で農家の所得を補償し、農業の再生産を補償していくことが農家減少、作付面積減少を食い止めるために有効な手段です。とりわけ日南町のような条件の悪い中山間地域での耕作地を守っていくためには必要な制度です。

よって、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を強く求めたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　私は、本請願に反対の立場で討論します。

委員会のほうでも申し述べましたが、農産物価格と切り離した所得補償制度の導入することには賛同できません。

かつて日本の歴史の中で、戦中・戦後、食管制度が導入されまして、国が米価を決定し、全量買上げ、当時、供出という言葉ができたのもこの頃であります。この食料不足の中で、この食管制度が取り入れられたことは、その社会状況においては大変大きな役割を果たしました。

しかし、米の生産が過剰になった状態になったことにより、税金の投入に対して消費者の理解を得ることが難しくなってきたわけなんです。

それからかつて導入されました戸別所得補償制度においては、税金投入による所得補償があることによって米価が抑えられたという大変農家が不利益を被ったこともありました。これが米価低落のきっかけとなったのも事実であります。

やはり税金投入による価格調整というのは、所得補償というのはもろ刃の剣であり、農家にとって必ずしもよいものとは思いません。今後、消費者と生産者がお互いが納得する適正価格形成をすることが今後、農家、農村が維持していく上には持続可能な形態と考えます。

よって、本意見には賛同できないことを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　令和8年請願第1号、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願を採択すべきとの立場で討論します。

現在、米作りをはじめとする農業は、危機的状況にあります。全国の基幹的農業従事者の数は、２０２０年の１３６万人から２０２５年には１０２万人へと、4分の3に激減しました。耕地面積は、４３７万ヘクタールから４２４万ヘクタールへと、じりじりと減っています。大規模化、効率化が進めば進むほど条件の悪い農地はどんどん切り捨てられ、耕作放棄地となっていることは皆さんよく御存じのとおりです。

そんな中、政府は、主食である米の供給にすら責任を持とうとせず、需要に応じた生産と言って生産者に自己責任を押しつけています。

備蓄米もたった３２万トン、日本人全体の消費カロリーの1週間分にも満たない量しかありません。食料の安定供給のためには政府が備蓄米の売買で価格と需要、供給を安定させる必要があります。

そして農家の所得を底上げし、生産コストや景観の維持管理コストを賄うのが所得補償、すなわち直接支払いの制度です。現在、水田関連の直接支払いには6,６００億円が使われていますが、これに1兆円ほど上乗せすれば備蓄米を増やし、多くの新規就農者を迎えて米を安定して生産、供給することができます。

軍事費が毎年1兆円増え、農林水産予算の3倍を超える9兆円となっていることを考えれば、これは大変現実的で、しかも有効な政策であると申し上げまして、私の討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　請願に反対の立場で討論します。

専門メディアである日本農業新聞は、今年の2月の総選挙で農政の分岐点と位置づけ、各党に対し農業、農村の未来像を競えと訴えていました。単なる一時的な補助金ではなく、次世代がビジネスとして農業を選択できる仕組みが求められてます。所得補償制度の実現を強く訴える政党は、中道と共産党だけです。

なお、3月の鳥取県内の市町村議会で、新聞情報でありますが、本請願を採択したのは1議会のみです。

したがいまして、日南町議会として意見書の提出に反対であります。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

令和8年請願第1号の委員長報告は、不採択です。

よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立２名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　令和８年発議第２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット議会報告・発議フォルダー、発議ファイルをお開きください。

日程第２、発議第２号、イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の外交的解決を求める決議を議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　では、発議について、まず読み上げます。

発議第２号

イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の
外交的解決を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和８年３月２５日

提出者　日南町議会議員　岡　本　健　三
賛成者　日南町議会議員　荒　金　敏　江

――それでは、決議案の本文を読み上げます。

イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の
外交的解決を求める決議（案）

２月２８日、イスラエル国およびアメリカ合衆国がイラン・イスラム共和国に対して軍事行動を開始した。この軍事行動は、世界各地で武力衝突や緊張が続いている現在の国際情勢をさらに深刻で不安定な状態へ陥れる暴挙である。

いかなる理由があろうとも国家の進路や政権のあり方は、その国の国民の意志によって決定されるべきものであり、武力による現状変更は許されるものではない。またいついかなる場合も、国際的な紛争は国連憲章にもとづき平和的対話により解決されなければならない。

この立場に立ち、即時停戦と外交による諸課題の解決を、日南町議会は関係各国へ強

く求める。

以上、決議する。

令和８年３月２５日

鳥取県日野郡日南町議会

ということで、説明をいたしますが、この決議は、３月定例会の冒頭で山本芳昭議長がなさった挨拶をほぼそのまま決議案として提出いたしたものです。

山本議長とは私、意見が一致しないことも多いんですけれども、定例会冒頭の挨拶は簡潔明瞭にアメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃の表明を指摘したものでした。

その後、情勢はますます悪くなり、日本からも横須賀基地を拠点とするイージス艦や厚木基地を拠点とする在日アメリカ軍がイランへの攻撃に加わり、さらに長崎県の佐世保基地のアメリカ軍部隊、沖縄県と山口県岩国基地のアメリカ海兵隊が攻撃に動員されたと報道されています。アラブ首長国連邦など湾岸諸国内のアメリカ軍基地が反撃されているように、もしイランにその能力があれば日本国内のアメリカ軍基地も攻撃目標となり得る状況です。

そんな中、高市首相は、アメリカを訪れ、トランプ大統領と会談し、世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけだと言って、事実上イランへの先制攻撃を支持しました。日本人の一人として、実に情けなく、残念な思いです。

日本国内の世論調査でもイラン攻撃を支持しない８２％、支持するはたったの９％との結果が得られており、全国各地で戦争に反対する集会やデモが行われています。

また、岩手県議会、鎌倉市議会、京都市議会、熊谷市議会、松本市議会など多くの地方議会でイラン攻撃中止を求める意見書や決議が次々採択されています。鳥取県内でもお隣の南部町議会が意見書を可決しています。

日南町議会としてもこの決議案を全会一致で可決し、我々の良識と平和への強い願いを示そうではありませんか。議員各位へ心より決議案への御賛同を訴え、私の提案説明といたします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第２、発議第２号、イラン・イスラム共和国での即時停戦と諸課題の外交的解決を求める決議の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

６番、荒木博議員。

○議員（６番　荒木　　博君）　それでは、私は、イラン・イスラム共和国での即時停戦

と諸課題の外交的解決を求める決議案の提出に反対の立場で討論をいたします。

イスラエルとアメリカ合衆国によるイランへの攻撃は、核兵器開発の脅威に対するものであり、ロシアによるウクライナ侵攻とは性質の異なるものではないかと考えます。イランの反撃により紛争は今、中東全域に拡大し、ホルムズ海峡の閉鎖によって世界経済に大きな影響を及ぼしていると見られます。

日米首脳会談は終わりましたが、日本政府は、現時点で明確な見解を示していないように私は思います。優先すべきことは、在留邦人の安全を図り、中東に依存する日本のエネルギーの安定的な確保を求めるのが大事ではないでしょうか。これらはアメリカ合衆国をはじめとする各国の協力なしには成り立たないと考えられます。

複雑な外交問題や日本の国益に関わる案件について、日南町議会として決議文を送ることについては慎重であるべきだと考えます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番　荒金　敏江君）　イスラエルとアメリカ合衆国は、国際法を無視した大規模なイランへの武力攻撃を行い、最高指導者ハメネイ師を殺害しました。民間人や子供にも多数の死傷者が出ています。どんな理由があろうとも国の政権の在り方は、その国の国民の意思で決めるべきであり、他国による武力での現状変更は許されません。

イランのホルムズ海峡の封鎖により日本での生活にも大きな影響が出ていますが、トランプ大統領は武力による圧力を強めるばかりで、いまだに解決の道筋は見えていません。アメリカ国内でもこの武力攻撃に反対する声が上がっています。また、トランプ大統領が信頼して就任させたアメリカ国家テロ対策センターのケント長官は、対イラン軍事作戦を良心に照らして支持できない。このまま軍事作戦を続けてアメリカの若者を戦場に送ることはできないと述べ、辞任しました。

国際的な紛争は、国連憲章に基づき、平和的解決により解決すべきです。

日南町議会としても良心に照らして即時停戦を求める決議を上げようではありませんか。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　私は、この発議の提出については反対の立場で討論します。

政府は、日本の国益を第一に考えております。アメリカに総理が行かれて、それからいいことは、イランの外相と関係で、なかなか過去の日本とのイランとの大変関係がいいということも表明されてました。私は、いろいろ見ておりまして、やはり大変慎重にすべきだと思っております。

先ほど最初に説明ありましたが、全国で多くのと言われましたけども、議会で提出されてるということですけども、先ほど聞けば約1,９００のところ１０未満であり、鳥取

県では先ほど南部町のみと言われ、そのとおりです。新聞によると、南部町のみこの発議が出ております。

したがいまして、この状況につきましては日南議会としては見守るべきであり、提出に反対であります。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。（発言する者あり）あなたはもう言ったから駄目。

討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第２号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立２名です。よって、本案は、否決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を９時３５分からといたします。

午前９時２２分休憩

午前９時３４分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　ここで執行部から発言を求められていますので、これを許します。

角井副町長。

○副町長（角井　　学君）　失礼します。本日の執行部の説明員についてでありますが、地域づくり推進課の淺田課長は御尊父様の御逝去によりまして欠席としております。どうぞよろしくお願いいたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３　議案訂正について（議案第１４号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について）

○議長（山本　芳昭君）　そうしますと、タブレットの事件の訂正請求ファイルをお開きください。

日程第３、議案訂正について（議案第１４号　日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定について）を議題とします。

本件につき、訂正理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　事件の訂正請求書でございます。令和８年３月３日に提出しました事件ですが、次の理由によりまして別紙のとおり訂正したいので、日南町議会会議規則第２０条の規定により請求をさせていただきたいと思います。

件名ですが、議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する

条例の制定についてでございます。

訂正の理由でございますが、議案の説明文の中の条例名に誤りがあったため、訂正をお願いするものでございます。

具体的にでございますが、議案第１４号の説明の中に、冒頭のほうでございますが、「日南町農林ＭＩＲＡＩ振興センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて」というくだりがありますけれども、その中に誤りは「振興」という2文字が入っとりまして、今回削除についての請求のお願いをという内容でございます。

説明については以上で終わりますが、おわびし、訂正のほうよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての訂正について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本件は、訂正を許可することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第4　議案第6号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット議案書ファイルをお開きください。6ページ。

日程第4、議案第6号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第6号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　議案第6号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

この条例一部改正は、特別職、つまり町長、副町長、教育長の期末手当の増額という、そういう条例の改正ですけれども、現在の状況としては物価高騰がひどくなっています。戦争の影響というのもありますけれども、それともう一つの問題は、やはり日南町の医療、介護を支える日南病院の行く末というものが非常に混乱し、まだ行く末が定まって

ないということもあります。

こんな中で、特別職の方の給与を上げるというのは、住民の方の理解が得られないと私は思います。経済のため、賃上げに寄与するためということでしたが、一般の職員の方は確かに民間の賃上げにも影響するので、昇給は反対はしませんけれども、特別職はやはり責任ある立場ですので、現在の町の状況を鑑みて、この条例改正はすべきでないというふうに申し上げて、討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番　荒木　　博君）　すみません。私は、この日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正については、国の法律の改正に合わせて行うものであり、人事院の勧告に基づいて行われており、物価上昇に合わせた適切な対応であるというふうに考えております。賛成の討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第5　議案第7号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット7ページ。

日程第5、議案第7号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第7号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　議案第7号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

先ほどと同じなんですけれども、これは議員の手当を増額するという一部改正の条例

ですが、住民の方の負託に応えられてないということであれば、それは執行部のみの責任ではなく、当然議会の責任でもございますので、議員報酬を上げるということについては理解が得られないというふうに私は思いますので、反対いたします。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番　荒木　　博君）　私は、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど議案第6号と同じで、議案第7号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、先ほどと同じ討論となりますが、今回の条例改正は、国の法律の改正に合わせて行うもので、人事院の勧告に基づいて行われており、物価上昇に合わせた適切な対応であると思っております。以上でございます。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6　議案第8号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット8ページ。

日程第6、議案第8号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第９号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１１ページ。

日程第７、議案第９号、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第９号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８　議案第１０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１４ページ。

日程第８、議案第１０号、日南町森林等火入れに関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１０号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第９　議案第１１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１５ページ。

日程第９、議案第１１号、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１０　議案第１２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１６ページ。

日程第１０、議案第１２号、日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１２号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１　議案第１３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１７ページ。

日程第１１、議案第１３号、日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２　議案第１４号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１８ページ。

日程第１２、議案第１４号、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１３　議案第１５号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２０ページ。

日程第１３、議案第１５号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１５号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１５号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１４　議案第１６号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２２ページ。

日程第１４、議案第１６号、日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１６号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１６号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１５　議案第１７号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２６ページ。

日程第１５、議案第１７号、日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１７号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１７号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１６　議案第１８号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット２８ページ。

日程第１６、議案第１８号、日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１８号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１８号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１７　議案第１９号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３０ページ。

日程第１７、議案第１９号、日南町遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第１９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第１９号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１８　議案第２０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３４ページ。

日程第１８、議案第２０号、日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第２０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２０号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１９　議案第２１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット３５ページ。

日程第１９、議案第２１号、日南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第２１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第２０　議案第２３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット８８ページ。

日程第２０、議案第２３号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第２３号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第２３号、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

この条例は、国民健康保険で、例えば日南病院入院のときの特別室、１人部屋、あるいは文書交付手数料ということで死亡診断書、健康診断書、こういったものの料金が現在、内税で消費税８％というふうに計算されてますが、これを外税にすると、そして１０％にするということで、実質値上げをするというものです。そしてかつ今後もし消費税が上がれば、それに連動して議会の承認なしに値上げがされていくというものです。

やはりこれも一つの公共料金というか、町立病院ですから、公共のお金ですので、物価高騰の折、町として抑えられるものはやはり住民の負担を考慮して抑えるべきだと思いますので、この条例改正に反対いたします。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　この改正は、消費税を明確に処理をするための条例でございます。内税から外税ということで、反対議員はおっしゃいました値上げということではなく、消費税を明確にするという意味合いでございます。今後、消費税率も変更となる可能性もあったりします。

そういう意味におきまして消費税率を外税にするということでの条例でございますので、この条例の変更、改正につきましては賛成でございます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第２３号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１　議案第４２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの追加議案書ファイル２ページをお開きください。

日程第２１、議案第４２号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４２号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして国民健康保険施行令が改正されたため、国に準拠し、政令と同様の改正をするほか、必要な規定整備を行うものでございます。

具体的な内容でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして子ども・子育て支援金制度が創設されたことから国民健康保険施行令が改正され、国が保険者から徴収する子ども・子育て支援納付金につきまして保険者がその納付に要する費用に充てるため被保険者から徴収をする保険税の賦課基準を定めたものでございます。

内容ですが、所得割額ですが、いわゆる基礎控除の後の総所得金額等に対しましては１００分の0.２７、均等割額ですが、１人につき９５７円、１８歳以上の均等割額につきましては１人につき３９円、平等割額ですが、１世帯につき７１８円、賦課限度額が３万円であります。

施行期日は、令和８年４月１日からです。

なお、このことにつきましては、令和８年の１月２９日に開催しました日南町国民健康保険の運営に関する協議会において協議、審議いただいた内容のものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　改めて確認します。子ども・子育て支援金の納付金を徴収するということなんですけれども、これによって住民の方の負担が増えるのかどうか

ということをお聞きします。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　増えるようになります。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　そうですね。政府は、予算を提出のときにいろいろ理屈をこねて負担増にならないというようなことを言ってたんですけども、実際、名目上も負担は増えますし、もし社会保障の部分を削減して、何ていうんですかね、子ども・子育て支援金に充てるというようなことになれば、今度は個人的な負担が増えるということで、負担が大きくなるという、そういう制度でありまして、この点について、だから町長として負担増を住民の方に強いるわけですが、このように保険料を子育て支援に充てるという、全く目的の違うものを充てるということに対してどう思われてるか、お聞きしますけれども。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　これは既に御承知のとおりに国のほうで法律だとか政令あたりがもう決まったものでありますので、あわせて、全国一律の仕組みということになっとります。

増えるということは先ほど申し上げたとおりではありますが、一方では、この支援金制度で例えば児童手当だとか、そういったところとか、高校生までの拡大だとか、あるいは第3子以降の増額だとか、先ほど認めていただきましたこども誰でも通園制度だとか、そういったところの制度の財源にもなってるということでありますので、ですからもともとの目的が子供・子育てを支援するというところの制度でありますので、ということと併せて全国的な仕組みということで御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　全国的な仕組みという点で、その点については町長にはぜひこういった子育て支援についてはきちんと国庫負担をしていただきたい、増やしていただきたいということを国に伝えてもらいたいということと、それと当面負担を抑えるためには町が一般会計から繰り入れすれば済むことなんじゃないでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　できないということではなくて、もう国としてそういう仕組みになっておるということであります。町単独でそういう方向ができるわけではありませんので、そこは御理解をいただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いや、分かんないですけど、繰入れ自体は町の判断でできるんじゃないですか。ただ、それが国の制度に組み込まれてないということは分かりますけれども、ただ、別に繰入れをやっちゃいけないという法律があるんですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　既に、確かに国保ですから、日南町の国保というところでありますので、とはいいながら、やっぱり全国的な一律の考え方の仕組みでありますので、そこの中で単町というところではなかなかできにくいというふうに思ってますし、町民からも御理解得られないというふうに思っとります。

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第４２号の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第４２号、日南町国民健康保険税条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

この改正案は、国民健康保険税へ子ども・子育て支援金納付金を加えること、つまり徴収するということですね、住民の方から、それを決めたこと、それと加える税額を定めたということなんですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたけども、明確に負担増になるというものです。しかも何か特別に増税するということではなくて、医療保険税にそれを加えるということで、何か見えない形で負担が移転していると。これによって医療保険をもし削減していくというような形になれば、場合によっては個人の医療負担が増えるようなこともあるということで、非常によろしくない制度であるということです。まだ増税しますよと、はっきり子育てのために増税しますよと言うんであればはっきりしてるわけですけれども、何か医療と子育てを引き換えるような仕組みにしてるという意味で非常に制度としても悪質なものだと私は思います。

先ほど申し上げたように、町として、全国的にはやってるといっても、国保については町が保険料決めることができますので、先ほど申し上げたように一般会計からの繰り出し、繰入れで町が負担すれば住民の方の負担を抑えることができます。そのようにしていただきたいと思うので、反対いたします。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　私は、賛成の立場で討論します。

先ほど町長からのこの提案が内容ありました。日南町の、この国保については、もう全国的に本当に日本の制度としてすばらしい皆保険制度しております。

ただし、いろいろ費用の関係が賦課かかっており、国のほうで新たに今回はこのような形の支援法をされたわけですけども、先ほど説明ありました、１月の運営協議会で所得割、均等割、平等割、そしてみんなで支えるということで決まったことでございます。

先ほど町の一般会計からといろいろ言われましたが、全て一般会計、一般会計やると駄目になります。あくまでこの国保会計につきましては、現在やっている運営協議会の内容について了解するという意味で賛成いたします。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４２号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２　議案第４３号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの９ページをお開きください。

日程第２２、議案第４３号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林ＭＩＲＡＩセンター）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４３号、公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町農林ＭＩＲＡＩセンター）であります。公の施設に係る指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第２４４条の２第６項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の名称及び住所でございますが、一般財団法人日南町産業振興センター代表理事、中村英明。住所ですが、鳥取県日野郡日南町多里８２６番地でございます。管理を行わせる施設の名称及び所在地ですが、日南町農林ＭＩＲＡＩセンター、鳥取県日野郡日南町霞７２９番地でございます。管理の期間でございますが、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間でございます。管理業務の範囲でございますが、４点であります。１点目が日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務。２つ目がセンターの使用の許可及び使用条件に関する業務。３点目が学生、担い手その他関係者の受入れ及び利用調整に関する業務。４点目ですが、前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するための必要な業務でございます。利用料に関する事項でございますが、日南町農林ＭＩＲＡＩセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の第６条第１項の規定に基づく使用料を指定管理者の収入として収受させるという内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第４３号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２３　議案第４４号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット予算関係フォルダー、追加議案第４４号ファイルをお開きください。

日程第２３、議案第４４号、令和７年度日南町一般会計補正予算（第１１号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４４号、令和７年度日南町一般会計補正予算（第１１号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,９２６万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億2,２５４万1,０００円とする内容でございます。

主な補正の内容でございますが、今回の補正予算ですが、令和６年度分の純繰越額と企業版ふるさと納税の寄附額のうち一部を基金に積み立てるものでございます。また、地方交付税の最終確定による増額によりまして財政調整基金からの繰入額のほうを減額するという内容です。また、その他の経費としまして、ふるさと納税の寄附額が想定より増加する見込みであることから、返礼品のための報償費ですが、これを増額するなど必要経費等の追加について御提案をさせていただく内容でございます。

具体的な内容でございますが、まず歳入のほうですが、地方交付税ですが、５億2,６９９万8,０００円。最終的な額の確定による増額でございます。

寄附金ですが、1,７５０万円。ふるさと納税の寄附額の増額という内容です。

繰入金ですが、マイナスですが、４億9,８０６万7,０００円です。内訳的には、財政調整基金の繰入金のほうをマイナスの５億1,３１６万7,０００円、また、まち・ひと・しごと創生推進基金の繰入金が1,５１０万円でございます。

続いて、歳出のほうですが、総務費のほうの一般管理事務として１４６万2,０００円。ふるさと納税寄附額の増額に伴います報償費の増額であります。財政管理事務として3,６０１万4,０００円。基金積立金の増額のためであります。

農林水産事業費の中の経営所得安定対策事業ですが、１７５万4,０００円です。県営の土地改良事業におきます負担金の増という内容でございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を行います。

初めに、歳入全体についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、タブレット追加補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとにこれを許します。

初めに、タブレット２ページ、総務課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、３ページ、農林課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　次に、説明附属資料にはありませんが、出納室、こども若者未来課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　令和７年度日南町一般会計補正予算（第１１号）について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第４４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を１０時３０分からといたします。

午前１０時１７分休憩

午前１０時２９分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第２４　議案第３３号　から　日程第３２　議案第４１号

○議長（山本　芳昭君）　日程第２４、議案第３３号、令和８年度日南町一般会計予算、日程第２５、議案第３４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第２６、議案第３５号、令和８年度日南町介護保険特別会計予算、日程第２７、議案第３６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第２８、議案第３７号、令和８

年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第２９、議案第３８号、令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第３０、議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第３１、議案第４０号、令和８年度日南町下水道事業会計予算、日程第３２、議案第４１号、令和８年度日南町病院事業会計予算、以上、令和８年度当初予算関係９議案を一括議題とします。

タブレットの議会報告・発議フォルダー、予算審査報告書ファイルをお開きください。

各議案については、予算審査特別委員会を設置して審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、櫃田洋一議員。

○予算審査特別委員会委員長（櫃田　洋一君）

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第７７条の規定により報告する。

令和８年３月２５日

日南町議会　予算審査特別委員会

委員長　櫃　田　洋　一

日南町議会議長　山　本　芳　昭　様

記

（付託案件）

議案第３３号　令和８年度日南町一般会計予算

議案第３４号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算

議案第３５号　令和８年度日南町介護保険特別会計予算

議案第３６号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計予算

議案第３７号　令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算

議案第３８号　令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算

議案第３９号　令和８年度日南町簡易水道事業会計予算

議案第４０号　令和８年度日南町下水道事業会計予算

議案第４１号　令和８年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、令和８年３月５日、６日、９日、１０日、１１日、１２日、１３日、１８日に委員会を開催し、付託された令和８年度予算各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

審査の過程で、議案第３３号日南町一般会計予算については、委員から別紙のとおり修正案が提出された。これは、「にちなん・つながるアプリは、令和６年度からの実証実験を経て、令和７年度にアンケート報告書が取りまとめられたが、報告書の内容を精

査・分析し、その結果を次期計画にどう反映させるかという検討が十分に行われていない。まずは徹底した現状分析を行うことが先決である」という理由から、総務費、総務管理費のタウンズネット管理運営事務の内、にちなん・つながるアプリ計画策定委託料1,８７０千円の歳出予算を減額するものである。またこれに付随して、財源としている県支出金９００千円と繰入金９７０千円の歳入予算を減額するものである。

提出者の説明の後、修正案に対する質疑はなく、修正案と原案について一括討論を行った後に、採決を行った。採決の結果、議案第３３号の修正部分については全会一致で修正すべきであると決定し、修正部分を除く原案は賛成多数で後に述べる意見を付して可決すべきであると決定した。したがって、議案第３３号は、修正可決と決定した。

その他の、議案第３４号、第３５号、第３６号、第３７号、第３９号については賛成多数で、議案第３８号、第４０号、第４１号については全会一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

（審査意見）

１．全般

今定例会において、令和７年度病院事業会計の給与不足分について補正予算が提案された。その提案時期の遅延を重く受け止め、議会として付帯決議を行ったところである。

予算は編成して終わるものではない。令和８年度予算の執行に当たっては、一貫して予見可能性を高めるとともに、精緻な予算管理をすべきである。

２．一般会計

〈農林課〉

農業後継者育成対策事業

産業振興センター委託料において、担い手の育成・確保の新たな取り組みや有機農業の推進を担う農業人材コーディネーター職員給料の予算が計上されている。しかし、人材が確保できていないことから、林業アカデミー教諭を配置転換したいとの説明であった。事業の目的や役割を踏まえると、安易な雇用となることを懸念する。担い手対策は本町農業の将来を左右する重要施策であることから、事業目的に合致した人材確保と体制整備を強く求める。

〈教育委員会〉

教育施設営繕改良事業

令和７年度に小中学校のネット接続に不具合が発生したことから、ネットワークアセスメント調査（2,５８５千円）が実施された。その結果、通信機器等には問題は見られず、中海テレビ放送と役場を結ぶネットワーク回線の容量不足によるボトルネックが原因ではないかとの報告がなされた。

令和８年度には、小中学校ネットワーク高速化委託料（９９０千円）が予算要求されており、回線を１Ｇｂｐｓから１０Ｇｂｐｓへ増強するとのことであるが、ネ

ットワークの基幹であるタウンズネット事業の主管課である地域づくり推進課と十分に協議を行い、確実な改善を図られたい。

３．事業会計

日南町病院事業会計

病院事業費用

日南病院の特別職給（事業管理者）の給与費が、５９６万円から７５０万円へと大幅に増額される予算となっている。

この度、条例を制定し、高度な専門的知識や経験と優れた識見を有する者を事務職員として採用するとともに、事業管理者の給与については近隣病院の水準に合わせるとの説明であった。しかし、病院の建て替えを控え資金面において課題を抱えている状況にあり、この時期における大幅な給与増額については疑問を禁じ得ない。

よって、特別職給の増額については、その必要性や妥当性について十分な説明を行うとともに、慎重な対応を求める。

○議長（山本　芳昭君）　これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、日程第２４、議案第３３号、令和８年度日南町一般会計予算について行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。

これより本案及び１８７万円を減額する修正案について一括して討論を許します。

４番、荒金敏江議員。

○議員（４番　荒金　敏江君）　にちなん・つながるアプリは、実証実験の参加者が少なく、アンケートの回答では、とても必要、まあ必要と必要ない、あまり必要ないがほぼ同数でした。この結果を踏まえると、このアプリが必要であるかを検討する目的でコンサルなどに委託する必要はないと思いますので、修正案については賛成します。

その他の部分ですけれども、外国語教育推進事業についてです。海外派遣事業は、児童生徒の家庭に多額の経済的負担を強いるため、家庭の経済状況などが事業への参加に影響する可能性があります。また、憲法が定める義務教育無償の原則にも反します。さらに、移民税関捜査局の職員が一般市民を射殺するなどアメリカの国内情勢は極めて不安定であり、派遣に際して児童生徒、保護者らに不安を生じさせるおそれがあります。したがって、小・中学校での国際交流は、オンラインでの交流やＡＬＴ、ＣＩＲ、国内の留学生との交流など全員が無理なく参加できる事業を中心とすべきであり、もし海外派遣を実施するのであれば、近隣の安心・安全な地域を選び、少ない経済的負担で原則として１学年全員が参加できるようにしたほうがよいと思いますので、修正以外の一般

会計には反対です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番　近藤　仁志君）　私も修正案に対しては賛成であります。

よって、それを除いた原案の一般会計予算に対して、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

本町では、限られた予算の中で事業の取捨選択が大変求められている状況にあります。しかしながら、今事業においては、子育ての支援、充実に向けた事業が多くなされております。放課後児童クラブのなかよし教室に別棟を整備するための設計費が計上されておりますし、また放課後児童クラブ、こども園において土曜日の終日預かりを開始されます。また、給食費の無償化も開始されますし、また先ほど反対討論をおっしゃいました議員の方が強く求めておられました畜産振興として雌牛の導入による更新経費の助成と、また繁殖素牛の自家保留にも補助をするなど大変町民の声に直接耳に傾け、寄り添った予算が随所に見られる予算となっとります。

派遣事業ですが、国際交流、やはり現地に行って、現地の方と直接交流するということは、オンラインとはまた違った生で感じるものがあって、大いにこれからのその生徒さんの人間形成に役立つものであります。

よって、本一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　議案第33号、令和8年度日南町一般会計予算について、修正案に賛成、残りの部分に反対の立場で討論いたします。

修正案については、先ほど同僚議員もおっしゃいましたので、そこはそのとおりです。

それで残りの部分について反対するポイントを4点ほど申し上げます。

まず、1点目が会計年度任用職員の方の問題でして、給与が頭打ちになってしまうという問題がありまして、正職員との大きな格差が生じているということで、これは制度の改善と必要な財政措置を国へ求めていただきたいということです。

それから2番目に、電算管理運営事務ということで、ガバメントクラウド、あるいは標準化ですね、これは国の交付税措置が不透明ですし、経費節減のための対策が十分取られているとは言えないと思いますので、これを無理に26年度中に標準化、ガバメントクラウド移行にこだわる必要はない、柔軟に対応すべきというふうに思います。

それから3つ目に、塵芥処理事業ですが、西部広域行政管理組合が中間処理施設建設予定地の住民の合意を得たとして3億9,000万円の予算を組んでいます。しかし、この中には建設予定地域の地域振興策の予算は含まれておりませんで、今後、予算増額の可能性があります。また、可燃ごみ処理施設の建設費について、基本構想では228億円だったものが令和5年で309億円ということですね。建設費の高騰ということも考えられますし、特にこういうごみ処理といったことについては各市町村が自ら徹底した

３Ｒに取り組んで、ごみを減らしていくという、そういう態度で臨むべきだと思います。

それから最後に、外国語推進事業ですが、先ほどもありましたけれども、とにかくアメリカの情勢が今非常に不安定でありますし、そもそもアメリカがやっている政策自体も非常に私は疑問を感じております。教育的な観点からも、ここはあえてアメリカへの渡航は取りやめるという選択がよいのではないかと思います。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　私は、この一般会計予算、一部修正案に賛成いたします。これに関しましては委員長報告のとおりでございます。

そして修正部分を除いた原案についても賛成の立場で討論をいたします。

一般会計の予算につきましては、中期財政計画や第３期日南町総合戦略を踏まえ、出産、子育て施策の充実による人口減対策、たったもカードによる物価高騰対策、日南米のブランド化などによる農業振興対策、１０年後を見据えた中心地域整備計画の策定など喫緊の課題に対し限られた財源を重点的かつ効率的に配分した最適解であると評価いたします。

一部に慎重な意見もございましたけれども、停滞を許さない迅速な行政運営と持続可能な町政の実現に向け、本予算案を原案どおり可決すべきと賛成いたします。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

まず、修正することについて採決を行います。

１８７万円を減額する修正に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立全員です。よって、議案第３３号は、減額修正することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除く原案については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名です。起立多数です。よって、修正部分を除く原案は、原案のとおり可決されました。

日程第２５、議案第３４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第３４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計

予算に反対の立場で討論をいたします。

まず、新たに徴収される子ども・子育て支援金ですね。先ほどもありましたとおり、これはもう明らかな増税、負担増です。そして用途が児童手当やこども誰でも通園制度など国保と関係ない事業へも使われる予定であるということで、大変不合理な制度です。子育てに対しては、国が別に財源を確保すべきであり、そのことを国へ要望すべきです。また、国の制度が変わるまでは子ども・子育て支援金は町の一般会計からの繰入れなどで賄うべきです。

そして、もう1点ですね、国保税の子供の均等割部分ですが、未就学児だけでなく18歳以下全員に対して全額免除すべきです。令和9年度から18歳以下の減免が国で計画されてるようですので、町でぜひ先行して実施していただきたいと思います。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　国保会計の委員長報告に賛成の立場で討論します。

日本では国民皆保険制度を取っており、全ての人が必ず何らかの健康保険制度に加入することになっております。そもそも国民健康保険については、扶養という概念はありませんが、令和9年より子供の均等割を18歳以下全員免除する方向で国は計画されています。日南町では保険料の改定等について県内の市町村の状況等を調査し、日南町国民健康保険の運営に関する協議会において検討されることになっているので、協議会の決定を尊重したいと思います。

したがいまして、私は委員長報告のとおり賛成いたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立6名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第35号、令和8年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番　荒金　敏江君）　介護給付費準備基金は、一般会計から繰り入れて将来の不測の事態に備えて積み立てていくというものではありません。介護保険法で1期3年

間の運用に活用し、保険料の引下げ、介護サービスの不足を補うと規定されています。

介護給付費準備基金を本来の目的に沿い福祉会職員の処遇改善に使い、介護サービスが十分に行える体制をつくることや保険料の引下げに活用すべきと考えますので、介護保険特別会計に反対です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番　荒木　　博君）　私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度に当たります。日南町の現場に即し、介護予防や介護サービスなどが計画されています。また、百歳体操などの活動に継続していくためのイベントなども計画されており、日南町の町民の健康管理や認知症予防にも配慮された予算であるというふうに考えております。

介護給付準備基金の活用については、基金条例によれば、基金条例の第6条において第1号とか、いろいろ規定がありますが、私としては基金の本来の使用というのは基本的な考え方として事業費の不足分や災害などの不測の事態に備えるものであるというふうに認識しております。

よって、委員長報告に賛成をいたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第36号、令和8年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番　荒金　敏江君）　介護サービス事業特別会計に反対の立場で討論します。

介護保険開始以来、予防総合事業が始まり、その後も介護報酬の引下げで事業所の経営は厳しさを増しており、遠方地域に住む住民へのデイサービスや訪問介護を断る事業所も出てきています。

日南福祉会は、様々な工夫を重ねて経営努力をしていますが、住民のニーズに十分応える体制を取れない状態です。職員からは、中山間地域介護サービス確保対策事業の拡充を求める声が上がっています。

町所有のあかねの郷建設、改修などの公債費償還のため指定管理者、日南福祉会に利用料を求めるべきではありませんので、反対です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番　櫃田　洋一君）　日南福祉会は、職員の福利厚生と経営改善に努力されています。

施設使用料は、福祉会との協議により定められた額であります。

よって、採択すべきと考えます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　議案第36号、令和8年度日南町介護サービス事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

この予算について、利用料の問題ですけれども、利用料については、もう当初のお約束であるということで、ずっとそれを取るという形で、減額はされてますけれども、減額、免除されますけれども、そういう形になってますけれども、本当に今、介護サービスというのは大変な状況に置かれてるということは皆さん共通の認識だと思います。特に訪問介護の事業などはヘルパーさんが足りないというような状況もございますし、ぜひここは町としても福祉会と本当に協力して一丸となってこの事業を支えていくという、そういう姿勢を示すためにももう利用料を求めるということはやめて、とにかく利用者の方、そして職員の方のために予算を使っていくという、そういう姿勢を示していただきたいと思いますので、反対です。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　私は、委員長報告に賛成の立場で討論します。

今言われました、当初からじゃなくて、私の記憶では10年ほど前からですね。10年ほど前は全額免除という形は二、三年続いたと思うんですが、その後、町とあかねと相談しながら、3月末に、やっぱり1年間活動した、改善活動というんですか、やはりあかねも改善をしていくということを盛り込んだ形で最終、3月に決めるということになっております。

私は、その改善策について大変いいなと思っておりますので、私は委員長報告のとおり賛成でございます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２８、議案第３７号、令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第３７号、令和８年度日南町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

これは、まず子ども・子育て支援金の問題ですね。これは後期高齢者医療の保険料からも徴収されます。額は多少違いますけれども、それで特に後期高齢者ということであれば、年金で暮らされてる方ということも日南町は特に多いと思います。年金、実質目減りしているような状況で、それで国のマクロ経済スライドが変わらなければ今後も実質目減りしていく可能性が高いです。その中で、さらに子育ての支援金まで払ってくださいというのは非常にやはり不合理だと思います。

そしてもともと後期高齢者だけが被保険者であるという、こういう保険は、リスク分散をしづらい、こういう制度はよろしくないので、国へ改めるようぜひ申し入れていただきたいと思います。

以上で討論終わります。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

８番、高橋洋志議員。

○議員（８番　高橋　洋志君）　私は、この予算に賛成、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本制度は、国の指針にのっとり、県全体で広域連合を形成して、予算をきちんと決めておられます。したがって、この新年度予算も適正に本町も予算を計上されておると思います。

委員長報告に賛成する討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決

されました。

日程第２９、議案第３８号、令和８年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第３８号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３０、議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第３９号、令和８年度日南町簡易水道事業会計予算に反対の立場で討論いたします。

この予算、水道料金の１５％の値上げによる給水収益の増額を見込んだ予算です。しかし、物価高騰で住民の暮らしが大変苦しいときに町の裁量で決められる公共料金を値上げすべきではありません。高料金対策の繰入れなど一般会計からの繰入れを行い、料金を据え置くべきです。

また、引き続き国へ財政措置を働きかけていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

６番、荒木博議員。

○議員（６番　荒木　　博君）　簡易水道事業会計について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和８年度から、４月から水道料金の改定については、過疎化による人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による修繕工事の増額、耐震工事の増額などにより資金不足から赤字が見込まれるために、引き続き安心な、安全な水を供給する目的で料金の値上げを実施するものです。以上。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第３９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３１、議案第４０号、令和８年度日南町下水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第４０号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３２、議案第４１号、令和８年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第４１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３３　議員派遣の件

○議長（山本　芳昭君）　日程第３３、議員派遣の件を議題とします。

タブレット追加報告書フォルダーをお開きください。

今後予定されています議員派遣の件については、議員派遣ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣ファイルのとおり決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３４　委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本　芳昭君）　タブレット閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第３４、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調

査特別委員会、以上、それぞれの委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　3月の定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

最初ですが、すっかり春めいてまいりました。農家の皆さんが田畑周りに姿が見かけられ、春の準備のほうにかかられているというふうに認識しとります。

先日、中学校の卒業式がありました。その後の進路ですけれども、全員の皆さんが合格したということでお聞きしております。

また、小学6年生もこの春から中学生へなります。

また、現在、シアトル派遣の3名の方も元気に出発し、現在ですが、全員元気で、本日、向こうのアメリカのほうからの出発というような行程であるというふうに聞いておるとこであります。

また、新規就農者の、農業の新規就農者ですけれども、お一人トマトの生産者になられます。また、林業アカデミーの卒業者もそのうちの3人が町内の企業体のほうに就職をされます。

そして小学校5年生3名でございますが、ソフトテニスの春の全国大会、千葉県の白子町で開催されますが、今月の30日から31日というふうに聞いとりますが、その大会のほうに出場されることとなっております。

それぞれの皆さんの門出や活躍のほうに祝福をしたいというふうに思っとります。

さらには、3月3日、全国発売されました不二家のミルキーに日南トマトのほうが採用されておりまして、鳥取県の西部圏域においては追加注文が出てるというふうにお聞きしております。町内のローソンで何か2,000袋ですか、を超えてるという話もお聞きしますし、また丸合さんでも、そういったところを加えますと倍ぐらいではないかなというふうに個人的には推測をしておるとこでありまして、町民の皆さんの御協力に感謝申し上げたいというふうに思っとります。

また、27日にはですが、日南町森林組合ではありますが、中国地方に初めてのスパイダーという超高性能林業機械のお披露目が行われます。

そういったことも含めてですが、明るい話題、あるいは次のステップにつながるよう

な話題が多くありまして、引き続き地域振興のほうに努めてまいりたいというふうに思います。

さて、当初予算におきましては、一部修正及び審査意見書における議会の思いを真摯に受け止めまして、次の令和８年度の執行に当たっていきたいというふうに考えております。

また、中東情勢のほうが不安視され、国民の物価高騰を助長させようとしております。政府におきましては、原油に対しまして激変緩和措置として補助金が出ておりまして、価格低下にはつながっておりますけれども、このまま同じ状態が続くわけではないという不安も持っておりまして、特に供給量に不安が生じてるというふうに現場のほうからも声を聞いております。

引き続き国際情勢や国内の動きに注視していくとともに、できることとして役場の中で照明だとか、空調だとか、そういったところの電気代につきましての節約等を進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、３月の定例議会、長期間にわたりましてありがとうございました。お礼を申し上げたいというふうに思います。

令和８年度の予算ですが、人口減を乗り越える、暮らしの安心・安全、元気な地域づくり、未来を描くという重要な年として考えております。議員各位、町民の皆さんの格別な御理解、御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきたいと思います。誠にありがとうございました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、令和８年第３回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前１１時１７分閉会

議長挨拶

○議長（山本　芳昭君）　閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

春分を過ぎ、厳しい寒さもようやく和らぎ、野山の草木は芽吹く希望の季節を迎えようとしております。

今期定例会は、３月３日から本日までの２３日間の長きにわたり、令和７年度補正予算をはじめ、条例の一部改正並びに総額１１４億1,９００万円に上る令和８年度各会計予算など重要案件について慎重かつ熱心な御審議をいただきました。ここに全ての議案を議了し、本日閉会の運びとなりました。議長として議員各位の格別なる御尽力に深く

感謝を申し上げる次第でございます。

今期定例会におきまして、とりわけ予算審査特別委員会では、一般会計予算の減額修正がなされるなど議会としての厳格な判断が示されました。執行部におかれましては、このたびの議決並びに付された審査意見の趣旨を重く受け止め、今後の施策推進に当たっては町民への真摯な説明と透明性の高い行財政運営に努められることを強く望むものでございます。

また、間もなく新年度を迎え、新たな人事体制の下で町政がスタートいたします。職員の皆様には、それぞれの職責を全うされ、円滑かつ効果的な行政運営が図られることを期待いたします。

私たち議会と執行部は、車の両輪に例えられます。立場は異なりますが、目指すべきは町民福祉の増進という１点に尽きます。今後とも互いに切磋琢磨し、よりよい町政の実現に向けて共に邁進してまいりたいと思います。

結びに、今期定例会の円滑な運営に御協力いただきました議員各位並びに執行部の皆様に重ねて感謝申し上げますとともに、町民の皆様の御健勝と御多幸を心より祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。御協力ありがとうございました。
